

施策の推進方針

1 趣旨

市長は、和歌山市手話言語条例第5条の規定に基づき、手話に関する施策の基本方針を定めるものとする。

2 施策の推進方針

(1) 手話に対する理解の推進及び手話の普及に関すること。

ア 市民への広報啓発

イ 学校での啓発

(2) 手話の獲得及び習得に関すること。

ア 手話サークル等の周知

イ 市民向け手話講座の開催

(3) 手話による情報取得に関すること。

ア 講演会や研修会で手話通訳者を配置する。

イ 市の窓口で手話により説明を受けることができる。

(4) 手話による意思疎通支援の拡充に関すること。

ア 手話奉仕員養成研修の実施（ボランティア講座から拡充）

イ 手話通訳者派遣事業の実施

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策を実施する。

3 推進会議の設置

市長は、手話に関する施策の実施状況について意見を聞くため、和歌山市手話施策推進会議を設置する。